

「部位転がし」が疑われる施術に対する制度上の対応 (案)

～柔整受療行動の調査・分析結果より～

「部位転がし」請求が行われる理由

■ 初検料、初検時相談支援料、再検料等を算定することができるため

■ 患者照会等のルールにある長期（3ヶ月超）・頻回（月10回以上）・多部位（3部位以上）の施術内容を請求しないことで、保険者からの患者照会等を避けるため

■ 3部位を超える施術に対する逡減を回避しながらより多くの部位を施術するため

■ 5ヶ月を超える施術に対する長期逡減の適用対象となることを避けるため

■ 捻挫・打撲・挫傷における3ヶ月を超過した施術に対して書類添付が義務づけられている「長期施術継続理由書」の提出を避けるため

■ 施術部位を替えることにルール上の制約がないばかりか上乗せ料金（初検料等）を算定できるため

「部位転がし」が疑われる施術の典型パターン

■ 長期頻回受療者（毎月受療者の請求パターンの2割が該当）の典型パターン（3ヶ月毎に負傷と治癒を繰り返す）

負傷名	負傷日	初検日	施術終了日	令和5年	令和6年	令和6年	令和6年	申請回数	実日数										
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
右股関節捻挫 *1	04/01	04/01	06/22	●													3	48	
右膝関節捻挫 *2			06/24																
腰部捻挫 *3			09/27																
左肘関節捻挫 *4	07/21	07/22	09/29				●												
左肩関節捻挫 *5			09/30																
頸部捻挫 *6			12/07																
右股関節捻挫 *1	10/13	10/14	12/06									●					3	26	
右膝関節捻挫 *2			12/09														3	28	
腰部捻挫 *3			03/26															3	41
左肘関節捻挫 *4	01/05	01/06	03/28											●			3	40	
左肩関節捻挫 *5			03/20														3	42	
頸部捻挫 *6																			

負傷回数 : 4回
 負傷部位数 : 12部位
 実日数 : 157日
 (平均 13.1日/月)
 請求金額 : 177,636円

●は初検料
 負傷名の*は同じ部位が繰り返し請求

- ・ 長期施術（3ヶ月超）とならない範囲で最大限の請求ができる
- ・ 3ヶ月毎に負傷と治癒を繰り返すことにより初検料、再検料、相談支援料が請求できる
- ・ 保険者はこれらの請求に疑義を持ちつつも、制限ルールが無いため、不支給は困難

「部位転がし」が疑われる施術の典型パターン

(参考) 請求金額が最も高かった申請のケース (例)

負傷名	負傷日	初検日	施術終了日	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	申請回数	実日数	
右肩関節捻挫	04/01	04/01	05/31	★												2	48	
右手関節捻挫 *1				●★														2
右肘関節捻挫 *2				★														2
左肩関節捻挫 *3	05/26	06/01	07/31			★										2	49	
頸部捻挫 *4				●★												2		
腰部捻挫 *5				★												2		
右手関節捻挫 *1	07/25	08/01	08/31					★								1	23	
右肘関節捻挫 *2				●★												1		
左膝関節捻挫 *6				★												1		
左肩関節捻挫 *3	09/01	09/01	10/31						●★							2	47	
頸部捻挫 *4				★											2			
左足関節捻挫	11/01	11/02	12/29								●★					2	46	
左膝関節捻挫 *6				★												2		
左手関節捻挫	01/01	01/05	02/29										●★			2	47	
左肘関節捻挫				★												2		
腰部捻挫 *5	01/28	02/01	02/29											★		1	25	
右足関節捻挫	03/02	03/02	03/30												●★	1	23	
右膝関節捻挫				★												1		

負傷回数 : 9回
 初検料算定: 7回
 負傷部位数 : 18部位
 実日数 : 308日
 (平均 25.7日/月)
 請求金額 : 290,405円

算定上のルールが存在しない

●は初検料
 ★は施療料
 負傷名の*は同じ部位が繰り返し請求

- ・ 初検料、施療料に算定制限がないため無制限に請求
- ・ 明らかな不正請求であるが、ルールがない為不支給とするのは困難

部位転がしが行われる制度上の問題とは

- 一回の施術の部位数に制限はある（多部位逡減）が、累計で施術する部位数に制限がない。
- 一部位の負傷の施術回数に制限がない。
- 初検料、再検料、初検時相談支援料の算定に制限がない。



柔整療養費の不適切な請求は「部位転がし」に尽きる。
明らかに「部位転がし」であるにも拘わらず、これを制限する制度は存在せず、保険者も不支給とすることは困難な現状。



令和8年度改定において、「部位転がし」を制限する制度上の対応を設計することが急務。

部位転がしが行われる具体的な制度上の対応（案）

I. 初検料算定に対する対応（案）

- 初検料（再検料、相談支援料含む）等算定要件の見直しと一定の施術部位数を超えた患者に対する初検料等の逡減制を設定すべき。（Ex: ●ヶ月以内の同一部位の施術は算定不可）

II. 多部位頻回施術に対する対応（案）

- 一定期間に累計で施術する部位数に制限を設ける、又は一定の部位数を超えた施術には逡減制を設定すべき。（Ex: 過去●ヶ月以内に●部位以上は算定不可又は逡減）
- 一部位の負傷の施術回数に制限を設ける、又は一定の施術回数を超えた場合には逡減制を設定すべき。（Ex: 1部位に対する●回以上の施術は算定不可又は逡減）

III. 長期多部位施術に対する対応（案）

- 同一部位の5ヶ月超施術には逡減(100分の75)があるが、同一部位でなくても一定期間を超える複数の部位の施術には逡減制を導入すべき。（Ex: ●ヶ月を超える長期施術は算定不可又は逡減）
- 上記に加え、一定の部位数を超える多部位の施術の長期施術には更に逡減率を高めるべき。（Ex: ●ヶ月●部位を超える長期多部位施術は算定不可又は逡減）

I.初検料算定に対する対応（案）

初検料

再検料

初検時
相談支援料

施療料

- ・同一部位を一定期間内に再度施術する場合には算定不可とする
- ・一定期間内に算定できる上限を設定又は逡減制を設定

- ・一定の部位数以上は算定不可又は逡減制を導入

I.初検料算定に対する対応（案）

初検料

- 同一部位を一定期間内に再度施術する場合には算定不可とする。

<現 行>

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
頸椎捻挫	◎初検料 ▼相援料 ▽再検料		●後療料				◎初検料 ▼相援料 ▽再検料		●後療料			
			治癒×						治癒×			
			▶負傷						▶負傷			

<改定案>

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
頸椎捻挫	◎初検料 ▼相援料 ▽再検料		●後療料				◎初検料 ▼相援料 ▽再検料		●後療料			
			治癒×						●後療料			
			▶負傷						▶負傷			
									治癒×			

I.初検料算定に対する対応（案）

初検料

■ 初検料の算定上限を設定する（例：初検料の算定は1年以内に●回までとする）

負傷名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 頸部捻挫	◎初検料											
2 左肩関節捻挫			治癒×									
3 背部挫傷 (上部)												
4 右上腕部挫傷				◎初検料								
5 腰部捻挫						治癒×						
6 背部挫傷 (下部)												
7 左上腕部挫傷							◎初検料					
8 左背部挫傷												

II.III.長期多部位施術に対する逡減制（案）

■ 長期多部位逡減制（Ex：6ヶ月以上、6部位以上の施術に逡減制）

- ①一部位について、一定の施術回数を超えた施術を逡減（頻回施術逡減）
- ②一定の部位数を超えた施術を逡減（多部位逡減）
- ③複数の部位でも一定期間を超えた長期施術を逡減（長期施術逡減）
- ④③に加え一定の部位数を超えた施術を更に逡減（長期多部位逡減）

負傷名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 頸部捻挫	Yellow	Yellow	Yellow (Red dashed border)									
2 左肩関節捻挫	Orange	Orange	Orange (Red dashed border)									
3 背部挫傷（上部）		Green	Green (Black dashed border)									
4 右上腕部挫傷				Green	Green	Green (Pink dashed border)						
5 腰部捻挫				Blue	Blue	Blue (Pink dashed border)						
6 背部挫傷（下部）				Dark Blue (Orange dashed border)	Dark Blue	Dark Blue (Blue dashed border)						
7 左上腕部挫傷												
8 左背部挫傷												

①頻回施術逡減

②多部位逡減

③長期施術逡減

④長期多部位逡減

100分の60逡減（現行規定）

6ヶ月以上

6部位以上

6部位以上